

サンライズキッズなのはな園

【自然災害時等における園の対応について(臨時休園等の判断基準について)】

① 目的

台風・豪雨・地震等による人的・物的被害が発生し、または発生のおそれがある場合で、安全に保育が実施できないと判断されるなど、園児、保護者および職員の生命または身体の安全を守るため、保育施設の臨時休園措置等の判断及び対応の基準を定める。

また、自治体からの臨時休園等の要請があった際は自治体のフローに沿い対応を行う。

② サンライズキッズによる臨時休園の判断基準

(1) 台風・豪雨などの風水害時

警戒レベル等	判断時点	対応
●施設のある市町村から 警戒レベル3以上の避難が発令	登園前 (午前6時の時点)	休園とします 警戒レベル(避難指示)が解除され、施設の状態等、安全に受入が出来ると判断されるまでは、園児の受入は行わないこととします。
	登園後 (保育中)	出来る限り早めに引き取りに来てもらう 後に警戒レベル4(避難指示)の発令が予想される為、避難指示までに引き取りが完了するように保護者にお迎えを依頼します。
●施設のある市町村から 警戒レベル4以上の避難が発令 ●気象庁から 「特別警報」等の防災気象情報が発表	登園前 (午前6時の時点)	臨時休園
	登園後 (保育中)	速やかに引き取りに来てもらう ただし、河川氾濫などで速やかな引き取りが困難

		<p>である場合には、安全な状況になってから引き取りに来てもらいます。</p> <p>また、引き渡しまでは安全な場所に避難して保育を継続します。状況に応じて園児と共に所定の避難場所に避難する場合は、避難所で引き渡しを行います。</p>
--	--	---

※「避難情報」「防火気象情報」は、下の表を参照

※次の場合においても臨時休園を実施することがあります。

- 1、災害の発生以前において、台風の接近等が見込まれ気象庁等から「特別警報」の防災気象情報の発表が予想される場合など。
- 2、台風等の通過後において、臨時休園の基準に該当しない(すでに避難情報等が解除された)場合などで、その被害による施設の停電や断水などにより、安全な保育の実施が困難なとき。
- 3、午前6時から開所時間までの間に上の表の「警戒レベル等」に該当する情報が発令・発表されたとき

参照

≪避難情報(警戒レベル)と防災気象情報(警戒レベル相当情報)の関係≫

警戒レベル	避難情報等 (市が発令)	警戒レベル 相当情報	防災気象情報 (国・県・気象庁が発表)
警戒レベル5	緊急安全確保	警戒レベル5 相当情報	大雨特別警報 氾濫発生情報
警戒レベル4	避難指示	警戒レベル4 相当情報	土砂災害警報情報 氾濫危険情報
警戒レベル3	高齢者等避難	警戒レベル3 相当情報	大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報

(2) 地震発生時

地震の強さ	判断時点	対応
施設のある市町村で震度5弱以上	開園前 (午前6時まで)	臨時休園 ※ただし、施設の安全や職員の配置等を勘案し、開園できると判断したときは開園することができる。
	開園後 (保育中)	園児の引き渡し終了後、臨時休園

※次の場合においても臨時休園をじっしすることができる

- 1, 自治体より臨時休園等の要請があった場合
- 2, 地震の被害による施設の停電や断水などにより、安全な保育の実績が困難なとき。
- 3, 午前6時から開園までの時間の中に上の表の「地震の強さ」に該当する地震が発生したとき。

③ 保育の再開基準

臨時休園の後、避難情報等が解除された場合などは、次の事項を確認し、臨時休園した日以降、安全に配慮したうえで保育を再開します。

- 施設及び周辺的安全確保
- ライフラインの状況(電気・水道・ガス・道路状況等)
- 職員の勤務体制の確保
- その他